

広報

とちぎ

2016 **6**
NO.74

発行/栃木市
〒328-8686 栃木県栃木市万町9-25
編集/総合政策部シティプロモーション課
☎0282-21-2316
<http://www.city.tochigi.lg.jp>



今月の1枚

全国高校囲碁選抜大会で優勝した栃木女子高校チームのみなさん。おめでとうございます。

(写真左より、高谷実野里さん、毛塚瑛子さん、高尾真友子さん)

特集1

人々の営みを重ねて育む 栃木の景観まちづくり

市の美しい景観を守る

本市は、太平山、三轟山、岩船山などの山々や、渡良瀬遊水地と渡良瀬川、巴波川、永野川、思川等の水辺環境などの自然に恵まれています。また、人々の暮らしの中で長い年月の間に育まれた歴史的な町並みや樹木や草花等により、美しい景観が形成されています。

先人達が守り育ててきた本市の美しい景観を守り、次世代に継承していくため、これらを活かしたまちづくりを進めて行くことが重要です。

「景観法」は、良好な景観形成のため、平成16年に制定された法律です。市では、この景観法に基づき、本市の美しい景観を守り育んでいくため、「栃木市景観計画」と「景観条例」を制定し、景観の保全に取り組んでいます。

毎年6月1日は「景観の日」。これを機に、身近な景観について考えてみませんか？

景観計画・景観条例の役割

景観法に基づき市の景観への取り組みを総合的に定めています。

●市の景観資源や景観構造を活かすため、市全域を景観計画区域として定めています。

●地域別(ゾーン別)の景観形成の方針や建築物などの景観形成の基準などを定めています。

●市民や事業者との協働による景観まちづくりの考え方を定めています。

●景観計画の内容を実現するために必要な制度や仕組みを定めています。

●建築物を建築する行為などの事前協議や届出制度を定めています。

●景観形成重点地区や景観重要建造物・景観重要樹木の指定制度を定めています。

●市民や事業者による景観まちづくり活動への支援の仕組みなどを定めています。

〈2頁につづく〉

目次

特集①	栃木の景観まちづくり	1
特集②	選挙権年齢が18歳以上に	3
インフォメーション	文化芸術のお知らせ	12
(今月の注目情報)	子育て広場	13
(各課からのお知らせ)	健康情報コーナー	14
(募集)	とちぎ散歩/わが家の天使/お知らせ	15
(催し・講座・スポーツ)	まちかどニュース	16
みんなの伝言板		11



栃木市マスコットキャラクター とち介

栃木市の人口

人口/163,170人(-116)
 男/80,986人(-26)
 女/82,184人(-90)
 世帯数/63,352世帯(184)
 ※住民基本台帳より
 3月末現在()内は前月比

市章



栃木市の「と」の文字をモチーフとして、緑色の4本のラインは自然、歴史、地域、人を表し、青色はそれぞれの流れが一つとなった大河の流れを、その先にあるオレンジ色の円は輝かしい未来と人々の情熱を表しています。